

平成30年度 税制改正について

英国のEU離脱、その後の米国トランプ大統領の登場により、国際情勢が変化するのではないかと考えられます。

それは、グローバルな国際分業と、その中での自由な取引の環境が、自国第一、保護主義へと回帰するおそれが生じたことです。

殊に、優れた技術を背景とした自由貿易が、成長の柱である我が国にとっては、少なからず影響があるのではないかと懸念しています。

翻って国内に目を転ざると、輸出と設備投資に支えられて年率1%程の成長はみられるものの、国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費には力強さがなく、国内経済に明るさはみられません。

栃木県内の法人会は税制改正を提言するに当たっては、毎年、会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、平成30年度の税制改正について、次のとおり提言します。

1. 地方経済と中小企業の活性化

アンケートで景気が良いと回答したのは、昨年の9%に対して、今回は2.7%と大幅に減少しています。百貨店、スーパーの売上げは伸びず、地方自治体も29年度予算で税収減を見込むなど、地方経済には依然として景気の停滞が認められます。

われわれ中小企業は、雇用面をはじめとして地域経済の中核としての役割を果たしています。

アンケートで、賃金の引上げについて訊ねたところ、「基本給を上げた」が48.9%と約半数を占め、「ボーナスを上げた」が38.9%、また、「手当を上げた」が18.2%となっています。下げたと回答したのは、基本給で2.8%、手当で1.3%、また、ボーナスで16.1%と少数に留まっています。

また、アンケートで、半数以上（54.2%）が原材料などの仕入価格は上昇していると回答していますが、69.6パーセントが販売価格は変えていないと回答しています。

このようにわれわれは、雇用を維持し、地方の消費を下支えするために、たゆまざる努力をしているわけです。

われわれ中小企業が事業を継続していく上で、将来世代への継承が円滑に行われることが望ましいわけであり、長年にわたって要望している、事業承継に関わる本格的な個別税制の創設を強く求めます。

ところで、大都市圏への人口流出が止まらず、地方は人口減少と高齢化が進んでいます。

人口減少地域の個人商店は廃業、閉店に追い込まれ、日常の買物が郊外のショッピングセンターに集約しています。

公共交通機関としてのバスは廃止または運行数が削減され、鉄道機関も廃線や運行数の削減を余儀無くされています。代って交通手段は、自家用車やコミュニティーバスなどになりますが、高齢者など交通弱者にとって、十分な代替手段となり得ていないと思います。

各地のJRが豪華な特別列車の運行を競っていますが、地域における公共機関としての役割を認識してほしいものです。

地方の特産物などの通販業と化した「ふるさと納税」や会計検査院も消費拡大の効果に疑問を呈している「プレミアム商品券」など小手先の政策は、廃止を含めて見直すべきだと考えます。

地域経済の振興策は、第一に人口流出に歯止めをかけること、次に、いわゆるコンパクトシティなど少子高齢化社会における生活居住環境を整備すること、そして、雇用を通じて消費を支えている中小企業（農・工・商）を育成することではないでしょうか。

2. 行政改革と財政健全化

我が国は先進国で最悪の借金大国になり、いまや借金残高は国内総生産（GDP）の2倍を大きく超え、第二次世界大戦の終戦時並みの水準になっています。

これは、バブル崩壊後の1990年代に景気対策で減税や公共事業を繰り返し、その後の銀行危機、さらにリーマンショック、東日本大震災という巨大危機の発生で膨らんだわけです。

政府の試算によれば、国と地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）は、財政健全化目標である2020年度に8兆円を超える赤字となることが、明らかになりました。

「成長＝税収増」による財政健全化路線は破綻しています。

また、一段と高齢化が進むなかで、社会保障費の増加は避けられません。

将来世代へのツケ回しを続けている赤字財政の現状を改め、財政再建策を早急に打ち出すべきだと考えます。今を生きるわれわれにとっては、「痛み」を伴うものになるとしても、受忍しなければならないでしょう。

ところで、財政再建には二つに一つ、増税か歳出削減ということになります。勿論、両者併行もあるでしょう。

歳出削減は行政サービスの低下、公助から自助へのバトンタッチになるのかもしれませんが。

しかし、われわれはここで、行政改革の断行を声高に主張したいと思います。

報道された天下りにみられるとおり、依然として改まらない官僚意識、在任中の執行業務が離任後または退職後に責任を問われない官僚システムは、改革すべきです。

一方、民間の官依存も改める必要があるでしょう。

議員や公務員の定数と配置、並びに給与の見直しは、第三者の評価に耐え得る公正さが求められます。

そして、情報公開と透明性の確保が不可欠です。

国民に、増税や行政サービスの低下といった「痛み」の受け入れを求めるには、政治と行政当局の改革についての断乎たる意志と実行が、不可欠です。

3. 社会保障制度の改革

今や社会保障費は、国の予算の3分の1を超え、その多くが赤字国債で賄われています。

社会保障費は今後、毎年1兆円の増加が見込まれており、医療や介護サービスの給付を抑えなければ、社会保障費の膨張に歯止めがかからなくなるわけです。

社会保障制度は、現役世代が高齢者世代を支える構図です。制度を安定的に持続させるためには、負担と給付のバランスが肝要だと考えます。

即ち、「能力に応じた負担」を求めるとともに、給付自体を抑える必要があるわけです。

例えば、医療保険でカバーされる範囲や介護サービスの対象などを見直すことです。言い

かえれば、能力に応じて自己負担（自助）を求めることです。

ところで、社会保障の費用は、企業や個人が負担する保険料と公的負担（税金）によって維持されていますが、昨年われわれは、企業の保険料負担を無くして、全額所得に応じた個人負担にすることを検討するよう提言しました。

今回のアンケートでは、この提言に4割に近い賛成がありましたが、年金、医療保険制度の統合一元化に賛意を示しつつも、企業負担は残すべきとの回答がほぼ同数となっています。

少子高齢化社会において、社会保障制度を百年安心とする為には、制度の統合一元化を進めるほか、保険料負担のあり方を抜本的に改革する必要があると考えます。

社会保障制度は、税金による公的負担と個人の保険料負担、併せて自助努力により維持する方策を、早急かつ真剣に検討すべきではないでしょうか。

今回も昨年に引き続き社会保険料を、全額所得に応じた個人負担にすることを提言します。

付言すれば、配偶者にかかる130万円の壁の解消となり、雇用にあたって正社員と非正規社員を区別する意味が無くなり、働き方改革にもなるでしょう。

なお、アンケートの結果では、社会保障制度を安定的に持続し、将来不安を解消するためには、消費税などの増税により公的負担を増やすとの回答が約6割になっています。

4. 税負担のあり方

公平、中立、簡素の租税三原則のうち、最も大事なものは公平性であると思います。それを担保するうえで、税法は簡素であることが不可欠です。

税法の簡素化と言えば、租税特別措置法の累積された政策減税の廃止を含む整理が必要です。

因みに、政策減税により法人税と所得税を合わせて、4兆円規模の減税になっているとのことです。

法人税では適用される業種に偏りが大きく（平成27年度は自動車産業で3割、化学工業で2割近くを占める）、所得税でも対象が特定されており、公平性の観点からも問題をはらんでいます。

適用期限が来たら廃止するのが筋ですが、廃止が進んでいません。早急に廃止を含めて見直すべきです。

なお、租税特別措置法の廃止または見直しにより、課税ベースが広がるわけで、法人税の基本税率の引き下げが可能になると考えられますが、政策減税の恩恵を受けることが少ない中小零細企業に対しては、別途、配慮を求めます。

次に、平成29年度税制改正で、配偶者控除の見直しが行われましたが、小手先の改正に止まっています。

昨年われわれは、所得税の課税単位を個人から世帯単位に、即ち、N分N乗方式の導入を提言しました。

これにより少子化対策としての効果が期待でき、加えて、配偶者の就業調整や社会保険料負担の正常化にも役立つと考えたからです。

少子高齢化が進み、人口減少が現実のものとなっている今日、是非前向きに検討することを強く望みます。

さて、税には「応能負担」と「応益負担」があります。

国税においては、「応能負担」すなわち担税能力に応じた負担が望ましく、特に所得税に

については所得再分配機能に配慮することが必要だと考えます。

これに対し地方税は、「応益負担」すなわち受益に応じた負担をすることが望ましく、その意味で赤字企業も応分の負担をとなり、例えば、外形標準課税の対象拡大が考えられますが、短絡的な対処をするのではなく、住民税均等割を引き上げてウェートを高めるなど、発想の転換を望みたいと思います。

法人税などでは、企業にインセンティブを与えることで、イノベーションを推進する手段となることを否定しませんが、他方、大企業、中小企業並びに零細企業のそれぞれのレベルでの公平性にも、十分な配慮がなされなければならないと考えます。

我が国が成熟社会を迎え、少子高齢化が進展した今日、租税負担と社会保障負担、即ち、国民負担率が先進諸国のなかで比較的低いとして、安易に引き上げることのないよう望んでおきます。

むしろ、誰がどのように負担し合うかについて、コンセンサスを得ることが、大事なことだと考えます。

昨年に引き続き今回も提言した、社会保険料負担のあり方（企業負担をゼロにして全額個人負担に）と所得税の課税単位を個人から世帯にする改革は、極めてドラスティックな考え方ですが、急速な時代変化のなかで、将来にわたる提言として、必ずしも荒唐無稽だとは思いません。検討を求めます。

5. 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

まず、中小企業への軽減税率適用所得金額を2千万円程度に引き上げ、併せて軽減税率の引き下げを求めます。

次に、役員報酬の損金算入額は、企業の自主的な判断に委ねるべきと考えます。

また、退職給与引当金や賞与引当金について、繰り入れ時の損金算入を認めることで、会計基準との整合性を図るよう望みます。

なお、今回も昨年に続き、所得金額（利益額）に応じた累進課税にする、との意見があったことを付言します。

(2) 個人所得課税

所得再分配機能を強化する観点から、最高税率の引き上げを求める意見が多くありました。

また、勤労所得と金融所得を一元化して、総合課税にすべきだとの意見があります。過渡的な措置として、金融所得の分離課税の税率を30%程度に引き上げるのも検討に値すると思います。

配偶者控除にかかわるさまざまな問題を解決するために、先に提案したとおり、課税単位を個人から世帯単位、即ち、N分N乗方式の導入を求めます。

年金所得控除について、他の所得を含む所得が一定額（500万円程度）を超えるものについては、現役世代との公平性の観点から、控除額の引き下げを検討してもよいと考えます。

(3) 消費税

平成31年10月まで再延期された10%への税率の引き上げについて、アンケートの結

果では、予定どおり引き上げるべきだとの意向が示されました。

また、将来にわたる消費税の負担限度については、15%までとの回答が86.2%となっています。

社会保障と税の一体改革の目的である、社会保障制度の安定的な持続と財政健全化について、会員の理解が深まってきたのを感じます。

10%への税率引き上げは実行すべきです。

ところで、10%までは単一税率を維持し、軽減税率の導入には反対です。

将来10%以上に引き上げる際の逆進性の解消には、給付つき税額控除を採り入れるのが望ましいと考えます。

次に、現行の制度について、益税が生じると言われる納税義務者の売上高（1千万円）や簡易課税制度、輸出にかかる税額控除などを早急に見直す必要があります。

また、購買者の利便を考えると、税額表示は内税の総額表示方式が、日常的に馴染むと思います。

申告納付方法も、一考の余地があります。

なお、高級品や奢侈品について、かつての物品税のように高率課税を、との意見が昨年に引き続いて寄せられています。

(4) 資産課税

従前に引き続き今回も、本格的な事業承継税制の創設を求める意見が、数多くあります。

アンケートでは、現行の納税猶予制度の要件緩和を望むものが28.2%ですが、本格的な事業承継税制の創設を求めるものは54.3%と過半数を超えています。

事業承継が円滑に行われることは、当該企業にとってはもとより、地域経済を活性化するうえにおいても望ましいわけで、改めて、本格的な事業承継税制の創設を強く求めます。

さきの相続税の改正（基礎控除の引き下げ）により、課税対象者が以前の4%程度から8%程度にほぼ倍増していますが、社会保障の財源を消費税ばかりでなく、資産課税を強化することで賄うことも検討しては、との意見がありました。

これまでの、法人税、所得税や相続税の減税措置も一因となって、国の借金残高が累増したことを考えると、所得並びに資産の再分配機能を活かすことを検討する必要があると思います。

主として富裕層が対象となると思われる、教育、結婚、子育て資金の一括贈与による非課税制度や、一定期間の一定額の証券投資について、売却益や配当金などを非課税とする制度は、その利用状況や効果を検証するとともに、公平性の見地からも再考すべきだと思います。

(5) 地方税

事業税についてアンケートでは、赤字法人も応分の負担をとの意見がありました。

応益負担の見地からの考え方だと思われそうですが、徒に外形標準課税の対象を拡げることなく、住民税均等割の引き上げ等で対処するよう求めておきます。

次に、個人住民税の特別徴収について、中小零細企業にとっては負担が大きく、検討を求める意見がありますが、これは社会保険料についても同様だと思います。これについて、代行手数料の支給を要望する意見がありましたが、むべなるかなの感があります。

さて、固定資産税については、景気の現状や地価の動向に照らして重税感があり、毎年、会員の関心事になっています。

先ず、公示価格、基準地価格など公的な土地評価額の一元化をすべきだと考えます。

固定資産税の課税に当っては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

固定資産に関連して、減価償却について税法と会計基準の取扱いを統一してほしいとの意見がありました。

その他、都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われるので、廃止すべきと考えます。

政府が、森林環境の保全を目的とする地方新税の検討に入った、との報道がありました。報道では、全国で既に37府県が独自の森林関連課税を導入していると報じており、栃木県も既に導入済です。

ところで、わが栃木県法人会連合会は、従前から森林環境の保全を目的とした税は、水源涵養林を有する府県の住民だけでなく、全国的に負担すべきだと訴えてきましたので、目的が達せられる思いです。

しかし、新税の創設に際しては、地方独自の森林環境税（大方が時限立法）との二重課税にならないよう求めておきます。

6. 終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っています。

今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存です。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。